

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（現行のとおり）</p> <p>（温室効果ガス）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>アからクまで（現行のとおり）</p> <hr/> <p>ケ 一・二―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二）</p> <hr/> <p>ロ 一・一―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二a）</p> <hr/> <p>サ フルオロエタン（別名HFC―一六二）</p> <hr/> <p>シ 一・一・一・二・三・三・三―ヘptaフルオロプロペン（別名HFC―一二七e a）</p> <hr/> <p>ス 一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロペン（別名HFC―一二三六f a）</p> <hr/> <p>セ 一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロペン（別名HFC―一二三六e a）</p> <hr/> <p>ソ 一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロペン（別名HFC―一二三六c b）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（温室効果ガス）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>アからクまで（略）</p> <hr/> <p>ケ 一・一―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二a）</p> <hr/> <p>ロ 一・一・一・二・三・三・三―ヘptaフルオロプロペン（別名HFC―一二七e a）</p> <hr/> <p>サ 一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロペン（別名HFC―一二三六f a）</p>

ダ 一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロペン (別名HFC―
一一四五c a)

ヂ 一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロペン (別名HFC―
一一四五f a)

ヅ 一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン (別名HFC―
三六五m f c)

テ 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―テカフルオロブ
タン (別名HFC―四三一一〇m e e)

四 (現行のとおり)

アからウまで (現行のとおり)

エ パーフルオロシクロプロペン

オ パーフルオロブタン (別名PFC―三一一〇)

カ パーフルオロシクロブタン (別名PFC―c三二八)

キ パーフルオロペンタン (別名PFC―四一一二)

ク パーフルオロヘキサン (別名PFC―五一一四)

ケ パーフルオロデカリン (別名PFC―九一一八)

五 (現行のとおり)

六 三ふつ化窒素

第三条の二及び第三条の三 (現行のとおり)

(地球温暖化係数)

第三条の四 条例第議場の七第一号に規定する規則で定める係数は、次
の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係

シ 一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロペン (別名HFC―
一一四五c a)

四 (略)

アからウまで (略)

エ パーフルオロブタン (別名PFC―三一一〇)

オ パーフルオロシクロブタン (別名PFC―c三二八)

カ パーフルオロペンタン (別名PFC―四一一二)

キ パーフルオロヘキサン (別名PFC―五一一四)

五 (略)

第三条の二及び第三条の三 (略)

(地球温暖化係数)

第三条の四 条例第議場の七第一号に規定する規則で定める係数は、次
の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数と

数とする。

一 一酸化炭素 一

二 メタン 二十五

三 一酸化二窒素 二百九十八

四 トリフルオロメタン 一万四千八百

五 シフルオロメタン 六百七十五

六 フルオロメタン 九十二

七 一・一・一・二・二ペンタフルオロエタン 三千五百

八 一・一・二・二テトラフルオロエタン 千

九 一・一・一・二テトラフルオロエタン 千四百三十

十 一・一・二トリフルオロエタン 三百五十三

十一 一・一・一トリフルオロエタン 四千四百七十

十二 一・二シフルオロエタン 五十三

十三 一・一シフルオロエタン 百二十四

十四 フルオロエタン 十一

十五 一・一・一・二・三・三・三ヘプタフルオロプロパン 三
千二百三十

十六 一・一・一・三・三・三ヘキサフルオロプロパン 九千八
百十

十七 一・一・一・二・三・三ヘキサフルオロプロパン 千三百
七十

する。

一 一酸化炭素 一

二 メタン 二十一

三 一酸化二窒素 三百十

四 トリフルオロメタン 一万二千七百

五 シフルオロメタン 六百五十

六 フルオロメタン 百五十

七 一・一・一・二・二ペンタフルオロエタン 二千八百

八 一・一・二・二テトラフルオロエタン 千

九 一・一・一・二テトラフルオロエタン 千三百

十 一・一・二トリフルオロエタン 三百

十一 一・一・一トリフルオロエタン 三千八百

十二 一・一シフルオロエタン 百四十

十三 一・一・一・二・三・三・三ヘプタフルオロプロパン 二
千九百

十八 一・一・一・一・二・二・三ーヘキサフルオロプロパン 千三百四十

十九 一・一・二・二・三ーペンタフルオロプロパン 六百九十三

二十 一・一・一・三・三ーペンタフルオロプロパン 千三十

二十一 一・一・一・三・三ーペンタフルオロブタン 七百九十四

二十二 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五ーデカフルオロペンタン 千六百四十

二十三 パーフルオロメタン 七千三百九十

二十四 パーフルオロエタン 一万二千二百

二十五 パーフルオロプロパン 八千八百三十

二十六 パーフルオロシクロプロパン 一万七千三百四十

二十七 パーフルオロブタン 八千八百六十

二十八 パーフルオロシクロブタン 一万三百

二十九 パーフルオロペンタン 九千六百六十

三十 パーフルオロヘキサン 九千三百

三十一 パーフルオロデカリン 七千五百

三十二 六ふつ化いおう 一万二千八百

三十三 三ふつ化窒素 一万七千二百

第三条の五から第三条の七まで (現行のとおり)

(特定地球温暖化対策事業所等)

第四条 条例第五條の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量(燃料及びこれを熱源とする

十四 一・一・一・三・三・三ーヘキサフルオロプロパン 六千三百

十五 一・一・二・二・三ーペンタフルオロプロパン 五百六十

十六 一・一・一・二・三・四・四・五・五・五ーデカフルオロペンタン 千三百

十七 パーフルオロメタン 六千五百

十八 パーフルオロエタン 九千二百

十九 パーフルオロプロパン 七千

二十 パーフルオロブタン 七千

二十一 パーフルオロシクロブタン 八千七百

二十二 パーフルオロペンタン 七千五百

二十三 パーフルオロヘキサン 七千四百

二十四 六ふつ化いおう 一万三千九百

第三条の五から第三条の七まで (略)

(特定地球温暖化対策事業所等)

第四条 条例第五條の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量(燃料及びこれを熱源とする熱

る熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。

2 （現行のとおり）

3 条例第五条の七第八号アに規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所（変電所を含む。）とする。

（特定地球温暖化対策事業所）

第四条の二 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める年度は、平成十九年度とする。

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、三箇年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては当該年度を除き、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあつては当該指定を受ける前の年度を含む。）とする。

（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。

2 （略）

3 条例第五条の七第八号に規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所（変電所を含む。）とする。

（特定地球温暖化対策事業所）

第四条の二 条例第五条の七第九号に規定する規則で定める年度は、平成十九年度とする。

2 条例第五条の七第九号に規定する規則で定める期間は、三箇年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。

第四条の三から第四条の六まで (現行のとおり)

(事業所区域の変更)

第四条の六の二 条例第五条の八の二第一項ただし書の規則で定める要件は、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当しない建物等であることとする。

2 条例第五条の八の二第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所に係る全ての指定地球温暖化対策事業者

二 事業所区域の変更の後の事業所(第四項第一号又は第二号の事業所に該当するものを除く。)に係る所有事業者等(前号に該当するものを除く。)

3 条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、事業所区域の変更があつた年度の翌年度以降であつて、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の四の二による事業所区域変更申請書に、次に掲げる事項を記載した知事が別に定める様式による事業所区域変更確認書及び事業所区域の変更の内容を証する書類を添えて行わなければならない。

一 事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要及び事業所の区域

二 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとに次

第四条の三から第四条の六まで (略)

に掲げる事項

ア 前年度の原油換算エネルギー使用量

イ 前年度の特定温室効果ガス年度排出量

ウ ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点

三 事業所区域の変更の事由及びその変更が生じた日

4 条例第五条の八の二第三項の規則で定める事業所は、次に掲げる事業所を除く事業所とする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所

二 前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所

5 条例第五条の八の二第三項の規則で定める場合は、新たな指定を受ける事業所の区域に、事業所区域の変更の前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所の区域の全部又は一部が含まれる場合とする。

6 条例第五条の八の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

一 指定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式之三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書

二 特定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式之四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書

三 第四項各号に掲げる事業所に該当し、新たな指定をしない事業

所がある場合 別記第一号様式の四の三による指定地球温暖化
対策事業所非該当通知書

四 事業所区域の変更が生じていないと認める場合 別記第一号
様式の四の四による事業所区域変更非該当通知書

第四条の七 (現行のとおり)
(指定の取消し)

第四条の八 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号に該当した
年度の九月末日

三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号に該当した年
度の九月末日

2から4まで (現行のとおり)

第四条の九及び第四条の九の二 (現行のとおり)

(振替可能削減量)

第四条の十 (現行のとおり)

一 超過削減量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する
削減計画期間の開始の日から当該超過削減量を取得する日にお
いてその算定が可能な期間の終了の日まで

二から五まで (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

第四条の七 (略)

(指定の取消し)

第四条の八 (略)

一 (略)

二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号に該当した年
度の十一月末日

三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号に該当した年
度の十一月末日

2から4まで (略)

第四条の九及び第四条の九の二 (略)

(振替可能削減量)

第四条の十 (略)

一 超過削減量 他の特定地球温暖化対策事業所における算定排出
削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の開始の日
から当該超過削減量を取得する日においてその算定が可能な期間
の終了の日まで

二から五まで (略)

2から4まで (略)

第四条の十一から第四条の十五まで (現行のとおり)

(削減義務率)

第四条の十六 (現行のとおり)

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率(以下「第一期削減義務率」という。)は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所及び事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所(以下「新指定事業所」という。)であつて平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの(以下「第一期該当事業所」という。)にあつては当該中欄に掲げる割合、第一期該当事業所以外の事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事務所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	イ (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	ロ (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二 第二区分事業所		(現行のとおり)	(現行のとおり)

第四条の十一から第四条の十五まで (略)

(削減義務率)

第四条の十六 (略)

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率(以下「第二期削減義務率」という。)は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所(以下「第一期該当事業所」という。)にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

事務所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	イ (略)	(略)	(略)
	ロ (略)	(略)	(略)
二 第二区分事業所		(略)	(略)

3 (現行のとおり)

(基準排出量)

第四条の十七 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の二に定めるとおりとする。

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の十三第四項の規定による申請は、事業所区域の変更の後の事業所のうち特定地球温暖化対策事業所として指定を受けるべき事業所ごとに作成した別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、第一項の基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

4 条例第五条の十三第五項の規定による通知は、別記第一号様式の十二による基準排出量決定通知書により行うものとする。

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 (現行のとおり)

2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の知事が別に定める熱ごとの供給する先の建物等の合計(以下この条において「熱供給先面積」という。)が増加し、又は減少した面積が、当

3 (略)

(基準排出量)

第四条の十七 (略)

2 及び 3 (略)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (略)

2 (略)

3 条例第五条の十三第四項の規定による通知は、別記第一号様式の十二による基準排出量決定通知書により行うものとする。

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 (略)

2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の熱を供給する先の事業所の床面積(以下この条において「熱供給先面積」という。)が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事

該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3 から7まで (現行のとおり)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで(条例第五条の八の二第三項の規定による指定があつた年度にあつては、当該指定の日から九十日を経過した日まで)に、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 から5まで (現行のとおり)

第四条の二十一から第四条の二十一の三まで (現行のとおり)

(管理口座の開設)

第四条の二十一の四 (現行のとおり)

2 及び3 (現行のとおり)

4 前項の申請は、特定地球温暖化対策事業者が指定管理口座を開設する場合にあつては、最初の削減義務期間の開始年度の終了の日までにしなければならない。

5 から8まで (現行のとおり)

(口座管理者の登録等)

第四条の二十一の五 (現行のとおり)

業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。

3 から7まで (略)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は、削減義務率を減少する期間の開始の年度の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。

2 から5まで (略)

第四条の二十一から第四条の二十一の三まで (略)

(管理口座の開設)

第四条の二十一の四 (略)

2 及び3 (略)

4 前項の申請は、特定地球温暖化対策事業者が指定管理口座を開設する場合にあつては、最初の削減義務期間の終了の日までにしなければならない。

5 から8まで (略)

(口座管理者の登録等)

第四条の二十一の五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、~~第四条の二十一の六第一項~~の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。

3 から5まで (現行のとおり)

(一般管理口座の更新)

~~第四条の二十一の五の二 条例第五条の二十一の二第一項に規定する規則で定める期間は、平成二十三年四月一日から平成二十八年九月末日までの期間及び平成二十八年十月一日から始まる五箇年ごとの各期間とする。~~

2 (現行のとおり)

~~3 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、第一項の各期間の終了の日が属する年度の四月一日から当該終了の日までの各期間とする。~~

4| (現行のとおり)

5| (現行のとおり)

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 知事は、条例第五条の二十一の二第二項又は前項第一号から第五号までの規定により管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による管理口座廃止通知書により、当該管理口座の口座名義人に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、~~次条第一項~~の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。

3 から5まで (略)

(一般管理口座の更新)

~~第四条の二十一の五の二 条例第五条の二十一の二第一項に規定する規則で定める期間は、平成二十三年度から始まる五箇年度ごとの各期間とする。~~

2 (略)

3| (略)

4| (略)

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 (略)

2 及び 3 (略)

4 知事は、条例第五条の二十一の二第二項又はこの条第一項若しくは前項第一号から第五号までの規定により管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による管理口座廃止通知書により、当該管理口座の口座名義人に通知するものとする。

第四条の二十一の六の二から第四条の二十一の十三まで (現行のとおり)

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間(平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあつては、平成二十二年度から始まる削減計画期間)の終了年度の翌々年度の九月末日を経過したものであるものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

2 知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により廃止する指定管理口座及び条例第五条の二十一の二第一項の規定により廃止する一般管理口座に記録されている振替可能削減量等について、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

第四条の二十一の十五から第五条の二まで (現行のとおり)

(地球温暖化対策計画書の評価の公表)

第五条の三 (現行のとおり)

2 条例第八条の二第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価の公表は、当該評価が標準以上であると認めるものについて行うものとする。

第五条の四から第五条の二十六まで (現行のとおり)

第六条から第八条まで 削除

第四条の二十一の六の二から第四条の二十一の十三まで (略)

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間(平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあつては、平成二十二年度から始まる削減計画期間)の終了年度の翌年度の末日を経過したのものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

第四条の二十一の十五から第五条の二まで (略)

(地球温暖化対策計画書の評価の公表)

第五条の三 (略)

第五条の四から第五条の二十六まで (略)

(特定物質)

第八条の二から第十七条まで (理行のとおり)

(環境情報の事項)

第十八条 条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 燃料の種別
- 二 二酸化炭素の排出量
- 三 自動車用エアコンデyshoナーに冷媒として使用されている

第六条 条例第十条に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類で、冷媒として使用されているものとする。

(特定機器)

第七条 条例第十条に規定する規則で定める機器は、次に掲げる機器とする。

- 一 圧縮機ユニットその他の冷凍機
- 二 自動車用エアコンデyshoナその他の空気調和機器
- 三 家庭用冷蔵庫その他の冷凍冷蔵機器
- 四 自動販売機その他の冷凍機応用製品
- 五 倉庫用冷凍冷蔵装置その他の冷凍機応用装置

(再利用できる特定物質)

第八条 条例第十一条及び第十二条に規定する規則で定める特定物質は、特定物質のうち、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

第八条の二から第十七条まで (略)

(環境情報の事項)

第十八条 条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、燃料の種別及び二酸化炭素の排出量とする。

物質の種類、量及び地球温暖化係数

2から4まで (現行のとおり)

第十九条から第七十二条まで (現行のとおり)

(騒音規制の特例)

第七十二条の二 条例別表第十三 一の項の表に規定する規則で定める場所は、次に掲げるものとする。

- 一 保育所及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年東京都規則第二百九十九号)第三条第一号に規定する認証保育所
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十条に規定する児童厚生施設
- 五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園その他これに類する公園
- 六 前各号に掲げるもののほか、子供の健やかな成長を図るために必要な場所として知事が認める場所

第七十三条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

付表第一 (現行のとおり)

2から4まで (略)

第十九条から第七十二条まで (略)

第七十三条から第八十三条まで (略)

別表第一 (略)

付表第一 (略)

付表第二

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一から七まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
八	廃棄物の埋立処分	知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間における最終処分場において埋立処分が行われた当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
九及び十	(現行のとおり)	(現行のとおり)

付表第三から付表第六まで (現行のとおり)

付表第二

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一から七まで	(略)	(略)
八	廃棄物の埋立処分	知事が別に定める廃棄物で最終処分場において埋立処分が行われたものごとに、排出量算定期間における最終処分場において分解された当該廃棄物の量として知事が別に定める方法により算定される量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
九及び十	(略)	(略)

付表第三から付表第六まで (略)

別表第一の二及び別表第一の三（現行のとおり）

別表第一の三の二 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法
 （第四条の十七関係）

区域変更部分	旧指定事業所の区分	旧指定事業所の基準排出量の算定方法	標準排出量
旧指定事業所の区域の全部	特定地球温暖化対策事業所		旧指定事業所の基準排出量
	特定地球温暖化対策事業所でない事業所		基準変更相当量
旧指定事業所の区域の一部	特定地球温暖化対策事業所	条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アの方法 基準期間における区域変更部分について特定温室効果	実績適正基準量

別表第一の二及び別表第一の三（略）

			果ガ ス 年 度 排 出 量 が 算 定 で き る 場 合	
特定地球		条 例 第 五 条 の 十 三 第 一 項 第 二 号 イ の 方 法	基 準 期 間 に お け る 区 域 変 更 部 分 に つ い て の 特 定 温 室 効 果 ガ ス 年 度 排 出 量 が 算 定 で き な い 場 合	旧 指 定 事 業 所 の 基 準 の 排 出 量 分 の 案 分 量
				指 標 適 正 基 準 量
				基 準 変 更

	温暖化対策事業所でない事業所		更相当量
--	----------------	--	------

備考

- 一 区域変更部分とは、旧指定事業所のうち、新指定事業所の区域の一部となる部分をいう。
- 二 旧指定事業所とは、事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。
- 三 標準排出量とは、条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量であつて、新指定事業所の区域に含まれる全ての旧指定事業所の区域変更部分に係る標準排出量を合計した量が、新指定事業所の基準排出量となる。
- 四 基準変更相当量とは、旧指定事業所の区域の全部又は一部の部分を第四条の十九第五項の状況の変更があつた部分とみなした場合において同項の規定により算定される基準排出量に加え、又は減じる量（同項第一号から第三号までのいずれかの方法によるものに限る。）をいう。
- 五 基準期間とは、旧指定事業所の基準排出量の算定に用いた条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する期間をいう。
- 六 実績適正基準量とは、基準期間における区域変更部分についての特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（基準期間より後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、

知事が別に定めるところにより、当該平均の量及び当該改定又は変更の内容を踏まえて算定する量)をいう。

七 旧指定事業所の基準排出量の案分量とは、区域変更部分の基準変更相当量を、区域変更部分の基準変更相当量と非区域変更部分(旧指定事業所の区域のうち、区域変更部分以外の部分をいう。)の基準変更相当量との合計で除し、これに旧指定事業所の基準排出量を乗じて得られる量をいう。ただし、非区域変更部分が第四条の六の二第四項各号に掲げる事業所に該当する場合にあつては、旧指定事業所の基準排出量から非区域変更部分の基準変更相当量を減じた量とすることができる。

八 指標適正基準量とは、旧指定事業所の基準排出量の算定に用いた排出活動指標の区域変更部分についての値に排出標準原単位を乗じた量(旧指定事業所の基準排出量の決定より後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該乗じた量及び当該改定又は変更の内容を踏まえて算定する量)をいう。

別表第一の四から別表第十三まで (現行のとおり)

別表第十四 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

付表

工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域を除く区域

別表第一の四から別表第十三まで (略)

別表第十四 (略)

一 (略)

二 (略)

付表

工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域を除く区域

第1号様式の3(第4条の6、第4条の6の2関係)
(表)

指定地球温暖化対策事業所指定通知書 第 年 月 日 殿 東京都知事 国	
第5条の8第1項 第5条の8の2第3項	
都民の健康と安全を確保する措置に関する条例 の規定 により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条例4項の 規定により通知します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の理由	
備考	

(日本工業規格A列4番)

別表第十五から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式及び第一号様式の二 (現行のとおり)

別記第一号様式の三

- 一 学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。)
- 二 保育所(児童福祉法第三十九条第二項に規定する保育所をいう。)
- 三から六まで (現行のとおり)

(裏)

(現行のとおり)

第1号様式の3(第4条の6関係)

指定地球温暖化対策事業所指定通知書 第 年 月 日 殿 東京都知事 国	
第5条の8第1項 第5条の8の2第3項	
都民の健康と安全を確保する措置に関する条例 の規定 により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条例4項の 規定により通知します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の理由	
備考	

(日本工業規格A列4番)

別表第十五から別表第二十まで (略)

別記第一号様式及び第一号様式の二 (略)

別記第一号様式の三

- 一 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)
- 二 保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)
- 三から六まで (略)

(裏)

(略)

(裏)

(現行のとおり)

第1号様式の4(第4条の6、第4条の6の2関係)

別記第一号様式の四

特定地球温暖化対策事業所指定通知書

号 日
第 年 月

殿

東京都知事 殿

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(第5条の8第3項、第5条の8の2第3項)の規定により次とおり特定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条例第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の効力の発生日	
指定の理由	
指定の条件	
備考	

(日本工業規格A列4番)

(裏)

(略)

第1号様式の4(第4条の6関係)

(表)

別記第一号様式の四

特定地球温暖化対策事業所指定通知書

号 日
第 年 月

殿

東京都知事 殿

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第3項の規定により次とおり特定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条例第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の効力の発生日	年 月 日
指定の理由	
指定の条件	
備考	

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式の四の二

東京都知事 殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		印
事業所区域変更申請書		
都民の健康と安全を確保する事項に関する条例第5条の8の2第2項の規定により、事業所区域の変更を次のとおり申請します。		
事業所区域を変更する指定地域温暖化対策事業所の名称、指定番号及び所在地		
事業所区域変更後の事業所の名称及び所在地		
変更事由		
変更事由の発生日		
事業所区域の変更に係る書		別添のとおり
係 証 結 果		別添のとおり
連 絡 先		
※受付欄 (電話番号)		

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の四の二

第1号様式の4の3(第4条の6の2関係)

(表)

指定地球温暖化対策事業所非該当通知書	
第 年 月 日	号 日
東京都知事 国	
<p>限</p> <p>次の事業所については、国民の健康と安全を確保する確保する確保に関する条第5条の8の2第3項の規定により、新たな指定を行わない事業所であるため、同条第4項の規定により通知します。</p>	
事業所の名称	
事業所の所在地	
非該当の理由	<p>1 事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満であるため。</p> <p>2 事業所の前年度末日における床面積が5,000平方メートル未満であるため。</p>
備考	

(日本工業規格A列4番)

(表)

【表示】
 1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に對して異議申立てをすることができま(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくな(「))
 2. この決定に對しては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、所定の申請書の提出を要する(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると所定の申請書の提出を要しなくな(「))
 3. この決定に對しては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、所定の申請書の提出を要する(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると所定の申請書の提出を要しなくな(「))
 4. この決定に對しては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、所定の申請書の提出を要する(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると所定の申請書の提出を要しなくな(「))

(表)

別記第一号様式の四の四

(表示)

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を超えると異議申立てをすることができない(以下「異議申立て期間」とする。))。東京都を被告として(訴訟において東京都を請求する場合は被告知事となります)に、自分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を超えると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、自分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>事業所区域変更非該当通知書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>取 扱 東京都知事 国</p> <p>年 月 日付けで申請のあった事業所区域の変更の申請については次のとおり事業所区域の変更の要件に該当しないため、都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第5条の8の2第4項の規定により通知します。</p>	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
非 該 当 の 理 由	
備 考	

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の9(第4条の8関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	⑩
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	
都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第5条の10第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所の廃止等をお知らせいたします。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロワットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロワットル未満となったため。 4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。
届 出 事 由	
届出事由の詳細	
添 付 書 類	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の五から第一号様式の八まで (現行のとおり)
別記第一号様式の九

第1号様式の9(第4条の8関係)

東京都知事 殿	年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	⑩
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	
都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第5条の10第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所の廃止等をお知らせいたします。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
届 出 事 由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロワットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロワットル未満となったため。
届出事由の詳細	
添 付 書 類	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の五から第一号様式の八まで (略)
別記第一号様式の九

別記第一号様式の十

地球温暖化対策事業所指定取消通知書

第 年 月 日

東京都知事 印

都民の健康と安全を確保する事項に関する条例（以下「条例」という。）第5条の10
 第2項（第1号、第2号、第3号、第4号）の規定により、次のとおり
 指定地球温暖化対策事業所の指定及び特定
 事業所の指定 } を取り消したので、通知します。
 地球温暖化対策事業所の指定

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
取消事由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロワットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロワットル未満となったため。 4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業者等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。 5 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条例第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。 特定地球温暖化対策事業所の場合には、1から5までの事実に加え、条例第5条の11第1項の義務の履行を確認したため。
備考	

（日本工業規格A列4番）

別記第一号様式の十

地球温暖化対策事業所指定取消通知書

第 年 月 日

東京都知事 印

都民の健康と安全を確保する事項に関する条例（以下「条例」という。）第5条の10第2項（第1号、第2号）の規定により、次のとおり
 指定地球温暖化対策事業所の指定及び特定
 事業所の指定 } を取り消したので、通知します。
 地球温暖化対策事業所の指定

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
取消事由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロワットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロワットル未満となったため。 特定地球温暖化対策事業所の場合には、1から3までの事実に加え、条例第5条の11第1項の義務の履行を確認したため。
備考	

（日本工業規格A列4番）

別記第一号様式の十一

第1号様式の11(第4条の18関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所名
氏 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

基準排出量決定申請書

郡民の健康と安全を確保する観点に関する条例 第5条の13第3項 の規定により、次
のとおり基準排出量の決定を申請します。
第5条の13第4項

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
基準排出量算定書	別添のとおり
検証結果	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十一

第1号様式の11(第4条の18関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所名
氏 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

基準排出量決定申請書

郡民の健康と安全を確保する観点に関する条例第5条の13第3項の規定により、次のと
おり基準排出量の決定を申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
基準排出量算定書	別添のとおり
検証結果	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の12(第4条の18関係)

(表)

別記第二号様式の十二

(裏)

(現行のとおり)

基準排出量決定通知書					
第 年 月 日	号 日				
東京都知事 関					
<p>年 月 日付けで提出のあった次の事業所の基準排出量については、都民の健康と安全を確保する義務に関する条例第5条の13第1項及び第2項の規定により、次のとおり決定したので、回条第5項の規定により通知します。</p>					
事業所の名称					
事業所の所在地					
指 定 番 号					
申請された基準排出量					
決定した基準排出量	<p>1 申請とおり決定します。</p> <p>2 申請された値を修正し、次の値に決定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>決定した基準排出量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修正の理由</td> <td></td> </tr> </table>	決定した基準排出量		修正の理由	
決定した基準排出量					
修正の理由					
削減義務率の区分及び値					
備 考					

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の12(第4条の18関係)

(表)

別記第二号様式の十二

(裏)

(現行のとおり)

基準排出量決定通知書					
第 年 月 日	号 日				
東京都知事 関					
<p>年 月 日付けで提出のあった次の事業所の基準排出量については、都民の健康と安全を確保する義務に関する条例第5条の13第1項及び第2項の規定により、次のとおり決定したので、回条第4項の規定により通知します。</p>					
事業所の名称					
事業所の所在地					
指 定 番 号					
申請された基準排出量					
決定した基準排出量	<p>1 申請とおり決定します。</p> <p>2 申請された値を修正し、次の値に決定します。</p> <table border="1"> <tr> <td>決定した基準排出量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修正の理由</td> <td></td> </tr> </table>	決定した基準排出量		修正の理由	
決定した基準排出量					
修正の理由					
削減義務率の区分及び値					
備 考					

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の18(第4条の21関係)

(表)

削減義務期間及び削減義務量変更通知書	
第 年 月 日	号 日
東 京 都 知 事	
印	
次の事業所の削減義務期間及び削減義務量について、都民の健康と安全を確保する観点に関する条例(以下「条例」という。)第5条の18の規定により、次のとおり変更したので通知します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
変更前の削減義務期間及び削減義務量	削減義務量
変更後の削減義務期間及び削減義務量	削減義務量
変更の理由	<ol style="list-style-type: none"> 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたため。 特定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 特定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度までの3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。 特定地球温暖化対策事業所のうち中小企業者等が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以下となったため。 特定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条例第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。
備 考	

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十三から第一号様式の十七まで (現行のとおり)
 別記第一号様式の十八

(裏)

(現行のとおり)

第1号様式の18(第4条の21関係)

(表)

削減義務期間及び削減義務量変更通知書	
第 年 月 日	号 日
東 京 都 知 事	
印	
次の事業所の削減義務期間及び削減義務量について、都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第5条の18の規定により、次のとおり変更したので通知します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
変更前の削減義務期間及び削減義務量	削減義務量
変更後の削減義務期間及び削減義務量	削減義務量
変更の理由	<ol style="list-style-type: none"> 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたため。 特定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 特定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度までの3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。
備 考	

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十三から第一号様式の十七まで (略)
 別記第一号様式の十八

(裏)

(略)

別記第一号様式十八の六から第三十九号様式まで (現行のとおり)

附 則 (平成三五年規則第九十九号)

1 (現行のとおり)

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条の十六第二項及び

第1号様式の18の5(第4条の21の5関係)

東京都知事殿

年 月 日

氏 名
住 所 名
氏 名

①
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕
口座管理者登録(登録抹消)申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の5第1項の規定により口座管理者の登録(登録抹消)をのぞき申請します。なお、登録に係る口座管理者が行う申請については、民法第108条ただし書の「証拠を提出します。」

申請の種別	1 登録	2 登録抹消
口座管理者の氏名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)		
口座管理者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)		
口座番号		
口座に係る 指定地域政策 推進化対策の 事業所の名称 事業所の所在地 事業所の朝 指定番号		
口座に係る指定地域政策推進化 対策事業所との関係		
口座簿利用者番号		
紙 付 書 類	別添のとおり	
振替可能制減量等の 管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)	
※交付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 「申請の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の十八の五
行のとおり)
別記第一号様式の十八の四まで (現

別記第一号様式十八の六から第三十九号様式まで (略)

附 則 (平成三五規則第九十九号)

1 (略)

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条の十六第二項及び

第1号様式の18の5(第4条の21の5関係)

東京都知事殿

年 月 日

氏 名
住 所 名
氏 名

②
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕
口座管理者登録(登録抹消)申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の5第1項の規定により口座管理者の登録(登録抹消)をのぞき申請します。なお、登録に係る口座管理者が行う申請については、民法第108条ただし書の「証拠を提出します。」

申請の種別	1 登録	2 登録抹消
口座管理者の氏名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)		
口座管理者の住所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)		
口座番号		
口座に係る 事業所の名称 指定地域政策 推進化対策の 事業所の所在地 事業所の朝 指定番号		
口座に係る指定地域政策推進化 対策事業所との関係		
口座簿利用者番号		
紙 付 書 類	別添のとおり	
振替可能制減量等の 管理を行う部署等の連絡先	(電話番号)	
※交付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 「申請の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の十八の五
別記第一号様式の十八の二の甲から第二号様式の十八の四まで (略)

第三項に規定する第二期削減義務率は、特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年までである事業所にあつては、該当年度から五箇年度に満たない期間に限り、これらの規定にかかわらず、新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。この場合において、新規則第四条の二十第三項の規定の適用については、同項中「第四条の十六第一項から第三項までに規定する削減義務率」とあるのは、「第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」とする。

第三項に規定する第二期削減義務率は、特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年までである事業所にあつては、該当年度から五箇年度に満たない期間に限り、これらの規定にかかわらず、新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。この場合において、新規則第四条の二十第三項の規定の適用については、同項中「第四条の十六第一項から第三項までに規定する削減義務率」とあるのは、「第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」とする。